

回 覧

平成26年10月1日（三股町）

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



- | | | |
|--|---|--------------|
| <p>【分 類】</p> <p>① 募 集</p> <p>② 催 し</p> <p>③ 講座・教室</p> <p>④ お知らせ</p> <p>⑥ 保健と福祉
(一 般)</p> <p>⑧ 農林畜産業関連</p> <p>⑨ 相 談</p> | <p>【No.】</p> <p>表紙 ◆ 「体力テスト（無料）」の参加者を募集します</p> <p>1 ◆ 第24回 ふるさとまつりの「メッセージ花火」を募集します</p> <p>2 ◆ 「オストメイト公衆浴場への入浴に関するセミナー」を開催します</p> <p>2 ◆ 「都城工業高等専門学校創立50周年記念講演会」を実施します</p> <p>◆ 第18回「みまたボランティアまつり」を開催します</p> <p>3 ◆ 平成26年度就業支援講習会「介護職員初任者研修」の受講生を募集します</p> <p>◆ 平成26年度都城高専 後期教養講座
「海外旅行で役立つ英会話（一人旅編）」の受講生を募集します</p> <p>4 ◆ 「応急手当普及員講習会」の受講者を募集します</p> <p>◆ 9月15日付回覧に掲載した「第25回都城市民・三股町民登山大会参加者募集」の内容を一部訂正します</p> <p>◆ 下水道管の清掃を町関係者と誤解させる言動で訪問してくる清掃業者にご注意ください</p> <p>5 ◆ 身近な「土砂災害危険箇所」などをご存知ですか</p> <p>◆ 10月は土地月間です</p> <p>◆ 「おもちゃ病院三股」は10月に休院します</p> <p>6 ◆ 「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します</p> <p>◆ 「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します</p> <p>7 ◆ 若者の就職を支援する「みやざき県南若者サポートステーション」をご活用ください</p> <p>◆ 「心身障害者福祉手当」の申請期限は10月31日（金）までです</p> <p>8 ◆ 農地中間管理機構が「農地の公募」を行います</p> <p>◆ 「人権相談」を実施します</p> <p>9 ◆ 「ふれあい福祉相談」を実施します</p> <p>◆ 「交通事故無料相談」を実施します</p> | <p>【内 容】</p> |
|--|---|--------------|



① 募 集

◆ 「体力テスト（無料）」の参加者を募集します



あなたのカラダ年齢を測ってみましょう
みまたチャレンジ総合クラブ主催
「ストレッチ体操教室」を同時開催します

毎年好評の体力テストを次の通り開催します。

この体力テストは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。ぜひ、この機会にあなたの体力を数字で調べて、今後の健康・体力づくりの参考にしてみたいはいかがでしょうか。

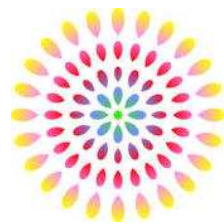
なお当日は、体力テストの前にメタボリックにも効果のある「ストレッチ体操（1130体操）教室」を開催します。参加人数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。ご家族、友達などお誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

期 日	10月13日（月・祝）体育の日 <受け付け 午前8時30分～>
時 間	☆NPO法人みまたチャレンジ総合クラブ主催による ●ストレッチ体操教室・・・午前9時～9時30分 ●体力テスト・・・午前9時30分～11時
場 所	第2地区交流プラザ体育館（三股町大字樺山2730番地）
テスト内容	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・急歩・立ち幅跳び・20分シャトルラン など
募集人員	70人（定員になり次第、締め切ります） ★20歳以上を対象とします。
申込期限	10月10日（金）
申し込み方法	電話にて申し込み受け付けをします。 （定員に達しない場合は当日参加も受け付けます）。



※お申し込み・お問い合わせは、
教育委員会 教育課 スポーツ振興係（中央公民館内）
☎：52-1111・内線433）にお願いします。

◆ 第24回 ふるさとまつりの
「メッセージ花火」を募集します



ことしのふるさとまつりで、「メッセージ花火」を行います。
「メッセージ花火」とは、申込者の名前やメッセージを読み上げてから、花火を打ち上げるというものです。還暦などを迎えた人、合格・就職・結婚・出産・誕生日のお祝いの記念、または愛の告白に、花火を打ち上げてみませんか。

実施日	11月8日(土) 午後8時30分～(予定)
場所	ふるさとまつり会場(町立文化会館南側駐車場)
内容	放送で名前とメッセージを読み上げた後、花火を打ち上げます。 ※企業の宣伝メッセージも可とします。 ※メッセージ文字数…50文字程度
申込金額	●メッセージ花火(小型煙火)…1セット1万円 ※複数、団体での申し込み可能(5人で1セット申し込みなど)です。 ※一度に複数セットの申し込みが可能です。ただし複数セットの場合もメッセージは1回だけの読み上げとなります。 ※前金にてお願いします。 ■小型煙火とは=打ち上げ花火と玩具花火の中間に位置する連発型の打ち上げ花火です。通常の打ち上げ花火よりも高度は落ちますが、連発でさまざまな色の花火が打ち上がるため、豪華さと迫力のある演出が楽しめます。
申込期間	10月15日(水)～31日(金)
その他	公共の場での放送に適さないメッセージは不可とします。 ※荒天により打ち上げが中止となった場合は返金します。

※詳しくはお問い合わせください。

※お申し込み、お問い合わせは、
産業振興課 商工観光係(町役場3階 ⑫番窓口)
(☎: 52-1111・内線354) お願いします。



② 催し

◆ 「オストメイト公衆浴場への入浴に関するセミナー」
を開催します

オストメイト(人工ぼうこう・人工肛門の保有者)は、外見からは分かりづらく、さまざまな生活のしづらさを抱えています。その中の一つに、公衆浴場での入浴があります。マナーを守って入浴していても、オストメイトというだけで、施設の人からすぐに出るように言われるなど、入浴拒否の問題が各地で起きています。

今回のセミナーを通じて、オストメイトや公衆浴場関係者などに、オストメイトの入浴について話し合ってもらい、オストメイトを正しく理解し、公衆浴場での入浴が誰にとっても快適な場となればと考えます。

期 日	10月19日(日)
時 間	午後1時～4時(予定) 受け付けは午後0時30分～
場 所	宮崎県立看護大学 高木講堂(宮崎市まなび野3-5-1)
対 象 者	① 宮崎県内にお住まいのオストメイトの人やその家族 ② オストメイトの公衆浴場への入浴に関心のある公衆浴場関係者 ③ 県・市町村などの行政関係者(福祉、保健、観光など)など
内 容	講演、オストミー装具展示

※お問い合わせは、

公益社団法人日本オストミー協会 宮崎県支部 廣志 秀月
(☎: 090-8412-5486)
(Eメール: ostomyhiroshi@ybb.ne.jp) お願いします。



◆「都城工業高等専門学校
創立50周年記念講演会」を実施します

入場
無料

テ ー マ	「宇宙からの視点～我々は何故挑戦するのか～」
講 師	<small>もうり まもる</small> 毛利 衛 氏 宇宙飛行士・日本科学未来館長
日 時	11月15日(土)
時 間	午後2時30分～4時(開場：午後2時)
場 所	都城市総合文化ホール 大ホール 都城市北原町 1106 番地 100

【講師プロフィール】

1948年、北海道余市町生まれ。理学博士。
北海道大学助教授を経て、85年に日本初の宇宙飛行士に選抜される。
1992年と2000年に宇宙船「スペースシャトル・エンデバー号」で2度
宇宙ミッションを遂行。2003年に深海探査艇「しんかい6500」に搭乗。
また2度に渡る南極探査により地球環境の実況を伝える。
現在、日本科学未来館長、京都大学特任教授としても活躍。

<申し込み方法>

往復はがきに必要な事項をご記入の上、お申し込みください。

■申込期限：**10月31日(金) 必着**

【往復はがき必要事項】

(往信表面) 〒885-8567 都城市吉尾町473番地の1
都城工業高等専門学校 総務課 総務係 御中
(往信裏面) 申込代表者の①氏名、②住所、③年齢、④電話番号、
⑤参加申込人数(はがき1枚で「3人」まで)、⑥複数名で
お申し込みの場合は参加希望者名
(返信表面) 申込代表者の①郵便番号、②住所、③氏名



※当日の受け付けについては、往復はがきの返信にて連絡します。
※応募者多数の場合は、抽選の上、決定します。
抽選の結果は往復はがきの返信にて連絡します。

※お問い合わせは、都城工業高等専門学校 総務課 総務係
(☎：47-1107) にお願ひします。



◆ 第18回「みまたボランティアまつり」を開催します

「自分もボランティアとして何かやってみたい。でも、自分に合ったボランティアって何だろう？」と日頃考えている町民の皆さんに、自分らしいボランティア活動を見つけてもらうことを目的として、「ボランティアまつり」を開催します。

さまざまな催しが行われますので、ぜひご来場ください。

テ ー マ	「みまたにひろがれボランティアの輪！」
日 時	10月18日(土)
時 間	午前10時～午後3時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」 <small>もり</small>
内 容	ミニコンサート・歯科検診・バザー・国際交流・各ボランティアの広場 ■出展：炊き出し・体験コーナー・環境・茶の湯・手話交流など



☆まつりに伴い、バザーの物品を集めています。ご協力についてお願い
します。

<締め切り> **10月10日(金)**

益金は、福祉事業に役立てられます。



※お問い合わせは、

社会福祉協議会 (☎：52-1246) にお願ひします。



③ 講座・教室

◆ 平成26年度就業支援講習会

「介護職員初任者研修」の受講生を募集します

対象者	宮崎県内のひとり親家庭の母、父および寡婦の人
開催日時	■ 11月14日（金）～平成27年 2月23日（月）の月・水・金（祝日を除く） ■ 午後6時30分～午後9時30分
会場	オーバル・ジョブ・トレーニング・カレッジ （都城市松元町27号1番地）
定員	20人程度（全日程出席可能な人）
講座の内容	介護職員初任者研修
受講料	無料（ただし、テキスト代6,480円は受講生負担）
申し込み	①平成26年度就業支援講習会受講申込書（様式は、ホームページからダウンロードしてください） ②児童扶養手当証書または、ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し ■上記の書類を準備の上、申込期限までにお申し込みください。
申し込み期限	10月31日（金）定員に達し次第、締め切ります。 ※受講申込書の内容を選考した上で受講者を決定します。 なお選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

※お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2-22

（☎・FAX：0985-22-4696）

ホームページアドレス：

<http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~kenboren/index.html>

をお願いします。



◆ 平成26年度都城高専 後期教養講座

「海外旅行で役立つ英会話（一人旅編）」の受講生を募集します

ツアーではなく海外で一人旅をするとき、遭遇するであろうさまざまな場面で必要な英語表現を、「聞く」「話す」を中心に練習していきます。奮ってご参加ください。

開催期日	11月10日（月）、12日（水）、14日（金）、17日（月）、19日（水） 全5回
時間	午後7時～9時
対象者	誰でも参加できます
募集人員	20人 ※先着順のため定員に達し次第締め切ります。
講師	都城高専 英語科教職員 西村徳行、宮沢幸、福田佳奈子、西村優子
場所	都城高専 図書館1階 LL教室
申込期限	10月21日（火）
講習料	無料 ※別途教材費等500円が必要です。
申し込み手続き	指定の受講申込書に記入し、ファクスでお申し込みください。 はがき、メールの場合は記載事項を記入し、お申し込みください。 ◇記載事項◇ ①講座名、②氏名（ふりがな）、③性別、④年齢、⑤自宅の郵便番号・住所、⑥自宅の電話番号または連絡先、⑦海外旅行経験の有無、⑧海外旅行予定の有無

◇メールでお申し込みの場合、数日たっても受け付けの連絡がなければ不着の可能性があるので、お手数ですが電話で確認の連絡をお願いします。

◇受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合、はがきでお知らせします。

◇講座開講日1週間前までには受講通知書を送付します。

◇開催中、本校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、学校ホームページや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇申込時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

◇募集案内および受講申込書は学校ホームページからダウンロードができます。

■ホームページアドレス

<http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/koza.html>

※お申し込み・お問い合わせは、都城高専 総務課企画係

〒885-8567 都城市吉尾町473-1

（☎：47-1306・FAX：38-1508）

Eメール：kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp をお願いします。



◆「応急手当普及員講習会」の受講者を募集します

普通救命講習などの指導者を養成する講習会の受講者を募集します。

期 日	11月17日(月)～19日(水)の3日間
時 間	午前8時30分～午後5時15分
場 所	都城市消防局(都城市菖蒲原町19号7番地)
内 容	応急手当に必要な知識と技能、指導要領など
資 格	満18歳以上で都城市内、三股町内に居住または勤務している人
費 用	3,672円(テキスト代)
定 員	10人程度 ※定員になり次第締め切ります。 ※受講希望者が少ない場合は講習を中止することがあります。
申し込み 受け付け 期 間	10月15日(水)～31日(金)

※お問い合わせは、都城市消防局 警防救急課
(☎22-8883) にお願ひします。



④ お知らせ



◆ 9月15日付回覧に掲載した「第25回都城市民・三股町民登山大会参加者募集」の内容を一部訂正します

「第25回都城市民・三股町民登山大会」について、9月15日付回覧でお知らせした内容を一部訂正します。

10月26日(日)が雨天で、11月2日(日)に順延した場合の集合場所および開会式・閉会式会場について、「宮村小学校」から「三股町役場」に変更します。ご注意ください。

※お申し込み・お問い合わせは、
都城山岳会 温水武男 (☎080-3011-6427) にお願ひします。

◆ 下水道管の清掃を町関係者と誤解させる言動で訪問してくる清掃業者にご注意ください

町および自治体から清掃業者に、宅地内の下水道管の調査や清掃を依頼することはありません。ご注意ください。

適切に使用しているご家庭の場合、下水道管の清掃作業を定期的に行なう必要はありませんが、流れが悪くなったり詰まったりした時は、接続工事をした指定工事店に相談することをお勧めします。

また油や固形物を流すと詰まりの原因になりますので適切な使用をお願ひします。

※お問い合わせは、環境水道課 下水道係(2階 ⑩番窓口)
(☎: 52-1111、内線262・263) にお願ひします。



◆ 身近な「土砂災害危険箇所」などをご存知ですか

■土砂災害危険箇所とは＝

土石流、地すべりや急傾斜地の崩壊によって被害の恐れがある箇所を示すものであり、実際の被害の範囲と必ずしも一致するものではありません。

■土砂災害警戒区域とは＝

「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」(土砂災害防止法第6条第1項)に該当する区域のことをいいます。

■土砂災害特別警戒区域とは＝

「警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4号に規定する居室をいう)。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」(土砂災害防止法第8条第1項)に該当する区域のことをいいます。

※町内の土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の場所など等については、町公式サイト内の「防災・緊急情報」内の「防災」の中に情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

※お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ⑧番窓口)
(☎: 52-1111、内線231・233) お願いします。

町公式サイトアドレス: <http://www.town.mimata.lg.jp/>



◆ 10月は土地月間です

国土利用計画法では、一定面積以上の土地売買などを行った場合、土地の権利取得者は契約後2週間以内に、土地のある市町村長を経由して知事に届け出ることが義務付けられています。山林なども届け出の対象です。

～ 届け出が必要な土地の面積 ～

- ① 市街化区域・・・2,000平方メートル以上
- ② 上記①以外の都市計画区域・・・5,000平方メートル以上
- ③ 都市計画区域外・・・1万平方メートル以上

土地の有効利用実現のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※お問い合わせは、地域政策室 地域政策係(2階 ⑦番窓口)
(☎: 52-1111・内線222) お願いします。



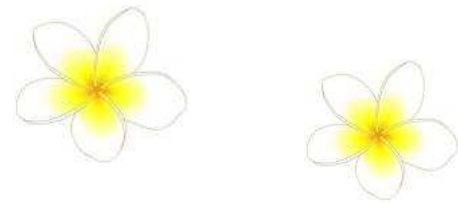
◆ 「おもちゃ病院三股」は10月に休院します

毎月、第3土曜日に、町総合福祉センター「元気の杜」にて開設している「おもちゃ病院三股」は10月に休院します。11月から通常通り開設しますのでよろしくをお願いします。

※お問い合わせは、
代表 横山健一(☎: 51-0241)
増田親忠(携帯: 090-1926-8783) お願いします。



⑥ 保健と福祉（一般）



◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

ギャンブル依存症は「心の病気」です。

ギャンブルによって、経済的・社会的・精神的な問題を生じているにもかかわらず、やめることができない状態です。このとき、家族もギャンブルの問題に巻き込まれ、悩み・苦しみ、借金の返済などに追われ、日常生活が破綻します。

「ギャンブル依存症者の家族のつどい」では、ギャンブル問題を抱える家族が、悩み・苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうためにグループミーティングを行っています。

次の通り開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	宮崎県内在住で、ギャンブル問題を抱える家族
内容	家族ミーティングおよび情報交換
場所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日時	毎月 第1木曜日 午後1時30分～3時30分 ※平成27年1月は、第2木曜日となります。 この「つどい」で、ほかの家族の人から聞いたことについては、秘密厳守をお願いします。

<日程>

11月6日(木)、12月4日(木)、
平成27年1月8日(木)、2月5日(木)、3月5日(木)

※ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ「ギヤマノン」でもミーティングが行われています。詳しくはお問い合わせください。



※お問い合わせは、宮崎県精神保健福祉センター
〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2 宮崎県総合保健センター 4階
(☎ 0985-27-5663 ・FAX 0985-27-5276)
をお願いします。

◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します



薬物（違法薬物、脱法ドラッグ、処方薬など）依存症は「心の病気」です。

薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込みながら進行していきます。本人に近い人ほど、責任を背負い込み、恨みや怒りを抱えて傷つき、自信をなくし、孤独になりやすくなります。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題や悩みを抱える家族が自分の気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回ミーティングを行っています。「薬物依存症は病気」であることを確認し、家族が抱えている重荷を少しずつ少なくしていくことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。

次の通り開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

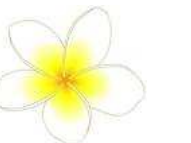
事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	宮崎県内在住で、薬物についての問題を抱える家族
内容	家族ミーティングおよび情報交換
場所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	毎月 第2月曜日 午後1時30分～3時30分 ※平成27年1月は、第1月曜日となります。 この「つどい」で、ほかの家族の人から聞いたことについては、秘密厳守をお願いします。



<日程>

11月10日(月)、12月8日(月)、
平成27年1月5日(月)、2月9日(月)、3月9日(月)





◆ 若者の就職を支援する

「みやざき県南若者サポートステーション」をご活用ください

若者サポートステーション(愛称「サポステ」)では、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、専門家などによる相談、コミュニケーション訓練などの実施、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

「働きたいけれど、どうしたらよいのか分からない…」「自信が持てず次の一歩を踏み出せない…」「コミュニケーションが苦手で不安」「人間関係のつまずきで退職後、空白期間が長くなってしまった…」など、働くことに悩みを抱えている若者の皆様のご相談をお待ちしています。

対象者	就労・就学などの職業的自立を目指す15歳～39歳までの若者とその家族
利用時間	月～金曜日 午前10時～午後5時 (土、日、祝日、年末年始を除く)
内容	【キャリア相談】仕事や進路についてキャリアカウンセラーが個別に支援します。応募書類作成や面接試験対策など。 【こころの相談】就職や進学に向けての心の悩みを精神保健福祉士に相談できます。
利用料金	無料
場所	「みやざき県南若者サポートステーション」 都城市東町4-30

※「サポステ」は、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績があるNPO法人、株式会社により実施され、平成25年度は全国160カ所に設置されています。

※お問い合わせは、

みやざき県南若者サポートステーション

(☎: 36-6510・FAX 36-6512)

ホームページ <http://www.saposute-miyazaki.jp/> にお願ひします。



◆ 「心身障害者福祉手当」の申請期限は

10月31日(金)までです

本年度の心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます。心身障害者福祉手当は障害者の社会活動の促進・生活意欲の向上や福祉の増進を図ることを目的として支給するものです。支給対象や申請期間などは次の通りです。

支給対象者	平成26年10月1日現在、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けており、かつ在宅で次の①～⑤全てに当てはまる人 ①国民年金、厚生年金、恩給など、公的年金を受給していない人 ②児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、三股町心身障害児児童扶養手当の支給を受けていない人 ③町に転入してから6カ月を経過した人 ④障害基礎年金の受給資格を超える所得がない人 ⑤町税などの滞納がない人	
申請期間	10月31日(金)まで(ただし、土・日・祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～5時	
申請場所	福祉課 社会福祉係(町役場1階 ⑥番窓口)	
申請に必要なもの	印かん(認め印可、シャチハタ不可) 身体障害者手帳または療育手帳 本人名義の通帳 滞納のない証明書	
支給額	身体障害者手帳1級～4級 または療育手帳の程度がAの人	1万円/年
	身体障害者手帳5級～6級 または療育手帳の程度がB1～B2の人	8千円/年

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階⑥番窓口・内線165)

にお願ひします。



⑧ 農林畜産業関連



◆ 農地中間管理機構が「農地の公募」を行います

■ 農地中間管理機構とは＝

担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営効率化を進めるための「農地中間管理事業」を公平かつ適正に行うことができる法人を知事が指定し、各都道府県に一つずつ設置されるものです。本県においては「公益社団法人宮崎県農業振興公社」が県知事から指定を受けています。

■ 農地中間管理事業とは＝

農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借り受け、必要な場合は基盤整備などの条件整備を実施し、貸し付けに当たって、地域ごとに農地の借受を希望する人を公募し、応募した人の中から適切な貸し付け相手方を選定した上で、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けるものです。

■ 農地の公募が始まりました＝

現在、農地中間管理機構では次の通り農地を借りたい人を公募しています。

公募期間	10月31日(金)まで
募集区域 (三股町内)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央地区＝山王原、仲町、東原・稗田、東植木、西植木、上新、下新、今市、花見原、中原 ● 第2地区＝上米、中米、櫟田、谷 ● 第3地区＝小鷲巣、寺柱、大鷲巣、高畑 ● 第4地区＝梶山、田上 ● 第5地区＝轟木、仮屋、大野・大八重 ● 第6地区＝勝岡、前目、蓼池、餅原、三原 その他の市町村における募集区域は農地中間管理機構のホームページなどでご確認ください。
応募方法	「農用地等借受希望申込書」を町産業振興課までご提出ください。申込書は農地中間管理機構のホームページまたは町産業振興課に置いてあります。

■ 農地を貸したい人は＝

農地中間管理機構では農地を貸したい人も募集しています。

募集期間	随時
募集区域	町内全域（町外に農地がある人は農地がある自治体にご相談ください）
相談窓口	町産業振興課 農業振興係

※お問い合わせ・お申し込みは、

・ 農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）

（☎：0985-51-2011）

ホームページアドレス：<http://www.mnk.or.jp/about/tyukan.html>

・ 町産業振興課 農業振興係（☎：52-1111、内線352・353）

をお願いします。



⑨ 相談

◆ 「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。

* 予約は不要です。なお相談は無料です。

※今月より場所が変更になりました。

■ 特設人権相談＝

期 日	11月5日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	※三股駅多目的ホール
担 当 者	山之内 絹代

■ 常設人権相談＝

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
担 当 者	人権擁護委員・法務局職員

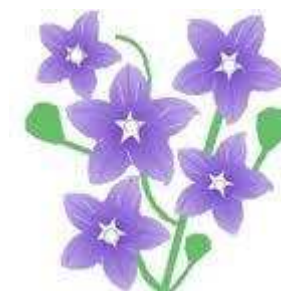
※ お問い合わせは、

・ 特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

（☎52-1111・内線232）

・ 常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局（☎22-0490）

をお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

○日 時： 毎日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日は除きます)

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」^{もり}

※お問い合わせは、社会福祉協議会（☎52-1246）をお願いします。



◆「交通事故無料相談」を実施します

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故で困った事などありましたら、何でもご相談ください。

○日 時： 毎日 午前9時～午後4時

(水・土・日・祝日は除きます)

○場 所： 都城市役所2階 都城市生活文化課内
(都城市姫城町6街区21号)

★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、

都城地区交通事故相談所（☎23-0944）をお願いします。

